

仕 様 書

1 事業名

令和7年度浅口市青少年海外派遣事業

2 目的

本事業は、浅口市在住の青少年（中学生）を海外に派遣し、海外の文化や生活習慣などを体験することによって、国際感覚を養い、国際化時代に対応できる人材育成を図ることを目的とする。

3 業務内容

(1) 業務期間

協定書締結の日から令和7年9月30日まで

(派遣期間：令和7年7月24日から令和7年8月11日までの期間で計7日間)

(2) 派遣先

サイパン

(3) 派遣人員

中学2年・3年生15名、引率者2名 計17名

(4) 業務内容

ア 行程表の作成

提示した旅程予定表を元に、行程表を作成し提出すること。提示した旅程予定表は案であるため、経費等の面でより良いプランがあれば変更は可とするが、次のことについては変更を認めない。

- ・派遣期間は7日間とすること。
- ・旅程予定表に示した交流事業及びホームステイ（ホストファミリーと過ごす土日を含めた5泊6日）を組み込むこと。

イ 事前研修案の作成及び事前研修への出席

- ・派遣前に市が開催する事前研修において、旅行説明や諸手続き等の事前研修案（初回及び出発前最終回の計2回分）を作成し提出すること。なお、事前研修には説明員を派遣すること。開催時期は次のとおりとする。

初回研修・・・6月上旬 最終研修・・・7月中旬～下旬

(過去の開催実績では、金曜日夜に開催している。)

- ・添乗員は、派遣される中学生と事前に交流を深めることができるよう、上記研修会のいずれか

に参加するよう努めること。

ウ 宿泊、交通手段等の手配及び添乗（見積書の作成）

次のことについて金額を提示するとともに、宿泊、交通手段等の手配をすること。

- ① 旅行代金
- ② 渡航手続き料金
- ③ 燃油サーチャージ

について、旅程予定表及び後に示す内容を反映し、生徒及び引率者について、それぞれ1人当たりの合計金額を示すこと。また、別添「見積項目参考例」により、項目ごとの内訳も示すこと。

なお、価格に係る審査において比較する金額は、1人当たりの合計金額（①～③の合計金額）により算出される派遣人員17名の合計金額とする。

① 旅行代金

<含まれるもの>

- ・ JR鴨方駅と成田国際空港の往復の鉄道料金（指定席）
- ・ 航空運賃（エコノミークラス）
- ・ 訪問国における空港税・騒音税・航空保険料など
- ・ 日本国内の空港施設利用料・航空保険料
- ・ ホテル宿泊料

※宿泊は、スタンダードクラスのホテルとし、治安が良好で安全な地域を選定すること。

※参考として、過去に利用したオーストラリアのホテルは次のとおり。

アデレード：マントラ ハイन्दマーシュスクエア

シドニー：メトロホテル マーロー シドニーセントラル

カンガルー島：カンガルーアイランド シーサイド イン

※ホテルの部屋は、中学生はツインルームが6部屋とトリプルルームが1部屋とし、引率者はシングル利用2部屋とすること。

- ・ 食事料金（スタンダード）

※1日目の夕食及び7日目の朝食は、機内食の確認をし、機内食がない場合は、搭乗前に各自で購入することとするので、購入場所への案内等のサポートをすること。

※2日目の朝食はホテル内を必須とする。3日目から6日目の引率者のみの朝食は、徒歩圏内のホテル外のレストランでも可とする。この場合、2日目と3日目以降のホテルが異なっても可とする。

※引率者の夕食は、ホテル内又は徒歩圏内のホテル外のレストランのいずれも可とする。

- ・ ホームステイに係る料金一式

- ・視察研修時に必要な入館料等
- ・専用車等の現地交通費
- ・現地ガイド（日本語）の費用
- ・団体行動中の税、サービス料
- ・日本からの添乗員同行費用。同行する旅程は、浅口市出発時から、帰国後の研修団が新幹線に乗車するまでとする。（研修団が新幹線乗車後は同行は必須ではない。）

※中学生のホームステイ中は、引率者とともに行動し、いつでも連絡がとれる状態にしておくこと。

※添乗員は、現地での生徒の様子がわかる写真を撮り、パスワードを設定した形で自社のホームページ等に掲載、派遣期間中に保護者など関係者のみが閲覧できるようにすること。

- ・企画料
- ・消費税及び地方消費税
- ・その他必要な経費

<含まれないもの>

- ・任意海外旅行傷害保険料
- ・個人的性格の料金（疾病・傷害の際の医療費、電話、郵便料、クリーニング代、日程外の飲食代など）

② 渡航手続き料金

- ・出入国書類の作成

③ 燃油サーチャージ

エ 交流事業・ホームステイの計画及び実施

- ① 旅程予定表中、2日目から6日目は、中学生の海外派遣研修にふさわしい内容で、異文化体験を通じて幅広い視野を持つ人材の育成につながる交流事業の提案とホームステイを手配すること。
- ② ホームステイは、1家族に2名以上の複数名でのステイも可とする。（最大3名）

4 秘密保守及び個人情報管理

- (1) 受注者は、秘密保守及び個人情報管理に必要な措置を講じなければならない。
- (2) 受注者は、この業務の実施において知り得た秘密・個人情報について、いかなる理由によっても、他への漏洩及び他の目的への使用をしてはならず、本業務終了後においても同様の義務を負うものとする。

5 その他

- (1) 派遣する生徒及び引率者は、市が決定する者とする。
- (2) 添乗員は、海外での添乗業務に差し支えない英語力を有する者とする。
- (3) 受注候補者の決定後、交流事業の内容に応じて現地ガイドを現地通訳に変更するなど、料金変更の可能性も含め仕様の変更に対する協議に応じる。
- (4) その他、仕様書に記載のない事項及び本業務に関する疑義が生じた場合については、発注者と受注者が協議の上決定するものとする。